

天草広域連合広域計画

【第4次計画】

[令和3年度～令和12年度]

天草広域連合

第4次天草広域連合広域計画目次

第1 はじめに

- 1 天草圏域の概況と設立経緯 1
- 2 第4次広域計画の策定趣旨 2
- 3 第4次広域計画の構成 3
- 4 第4次広域計画の計画期間 3

第2 第3次広域計画（H28～R2）の取り組みの総括 4

第3 第3次広域計画から第4次広域計画への主な変更点 7

第4 第4次広域計画（R3～R12）の取り組み方針

- 1 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関する事 8
- 2 広域サインに関する事 10
- 3 消防に関する事 12
- 4 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事 16
- 5 ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関する事 18
- 6 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関する事 19
- 7 広域計画の期間及び改定に関する事 20

第1 はじめに

1 天草圏域の概況と設立経緯

天草圏域は、熊本県の西南部に位置し、有明海、不知火海及び東シナ海に囲まれた大小120余りの島々からなる島しょ地域で、東西約48Km、南北約44km、面積約878.34Km²を有し、標高400～600mまでの山々が多く平坦地が少ない地域であり、河川は短く保水力に乏しいため、自然災害や水不足の要因となっています。

気候は、年平均気温17.1℃、年間降水量約1,800～2,200mmと比較的温暖多雨であることから、本圏域の産業は、海に囲まれた環境と温暖な気候を生かし、漁業、農業を基幹産業として発展してきました。また、南蛮文化や平成30年7月にユネスコの世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」である崎津集落をはじめとした数多くのキリシタンの歴史、イルカウォッチングや恐竜化石など多くの観光資源に恵まれた地域であり、風光明媚な自然と、マラソンやハイヤ踊りなどの元気溢れる天草の様々な取り組みを展開するとともに、基幹産業である農林水産業活性化のため柑橘類果実や野菜、花き栽培の振興や魚介類のブランド化などに取り組んでいます。

これらの産業の振興と住民生活の利便性の向上に欠かせない社会資本の整備においては、熊本都市圏と天草圏域の連携強化を図るため地域高規格道路の整備や港湾施設、広域農道などをはじめとする基盤整備を進めるとともに、九州圏域全体のアクセスとして天草空港の利用促進、圏域を越えた交流連携構想の実現を目指しています。

一方、住民の生活に直結する市町行政については、地方分権型社会構築を基本に、基礎自治体としての行財政能力の向上を図るため、広域合併が進められ、平成16年3月に上天草市が、平成18年3月には天草市がそれぞれ誕生し、天草圏域は、苓北町を含めた2市1町で構成することとなりました。

このような中、天草広域連合は、住民の生活活動範囲や経済活動範囲が市町の枠を越え広域化し、行政需要も効率化が求められることから、平成11年7月に介護認定審査事務について、公平性・公正性を確保することなどを目的に設立され、その後、消防事務、ごみ処理事務などを加え現在に至っています。

2 第4次広域計画の策定趣旨

広域計画は、広域連合に求められる広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応することを基本に、広域連合を組織する市町やその住民に対して、『広域連合が掲げる目標や事務処理の具体的方針を示し、広域連合と関係市町が相互に連携しながら適切な役割分担のもと機能的に事務処理を進めていくための指針』となる計画です。

天草広域連合では、地方自治法第291条の7の規定に基づき、平成28年度から平成37年度（令和7年度）までの10年間を計画期間とする「第3次広域計画」を策定し、それに沿って各種施策を展開してまいりました。

この間、天草圏域におきましては、少子化や景気の低迷などにより人口は減少の一途をたどり、また、高齢化が着実に進行しています。

また、関係市町の財政状況は、合併算定替え終了に伴う普通交付税の一本算定への移行や税収の減少などにより、ますます厳しくなっています。

このような状況下にあって、多様化する広域行政需要に的確に対応するとともに、住民のより一層の福祉の向上を図るためには、今後も引き続き、限られた財源を集中的かつ重点的に配分し、より効率的で効果的な行政運営に努める必要があります。

以上のような観点に立ち、「第4次広域計画」の策定にあたっては、「天草広域連合広域計画等策定審議会」の答申を踏まえるとともに、「天草はひとつ」という認識のもと、今後の10年間を見据えた計画としています。

3 第4次広域計画の構成

第4次広域計画は、国、県の重要施策及び関係市町の基本構想や諸施策との調和を保つとともに、天草広域連合広域計画等策定審議会の答申を踏まえ『主要目標』を設定し、その実現に向けた施策、事務事業の達成方針を計画するものとします。

(計画策定の視点)

- 少子高齢化、経済情勢の変化、関係市町の財政状況、住民ニーズの多様化などに的確に対応できる計画とします。
- 関係市町の関連事務の推進施策・動向などと連携した計画とします。
- 関係市町や住民の意見を反映し、施策の目標が明確となる計画とします。
- 住民との協働・参画による天草圏域の発展と住民福祉の向上に寄与する計画とします。

(第4次広域計画の項目)

- (1) 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- (2) 広域サインに関すること。
- (3) 消防に関すること。
- (4) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。
- (6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。
- (7) 広域計画の期間及び改定に関すること。

4 第4次広域計画の計画期間

第4次広域計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、5年間を基本に当該計画の見直しを行うため、令和8年度から第5次計画を策定します。

第2 第3次広域計画（H28～R2）の取り組みの総括

広域連合は7項目にわたる事務を実施しており、第3次広域計画に係る各項目における主な取り組みについては下記のとおりです。

[各項目の5か年の主な取り組み]

（介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること）

○審査会委員の任期途中で辞退及び任期満了での辞退があったが、合議体編成の調整や医師会他関係機関への協力要請を行い、第3次広域計画期間中を通じて136名の委員数の維持確保ができた。

○審査会委員連絡会を毎年1回開催し、現任委員研修及び介護認定制度改正についての説明、意見交換を実施し、審査手順の確認、制度改正の周知を行った。また、新たに審査会委員になれる方を対象とした、新規委員研修を2年任期直前の平成28年度と平成30年度に開催し、審査会の概要、審査の手順等について研修を行った。

○介護認定審査会システム機器の耐用年数経過に伴う更新に際し、他審査会のシステム運用状況の調査を実施し、関係市町担当者と共に当連合のシステムとの比較検討を行った結果、これまでのシステムを継続した方が適当との判断より、平成30年度において同一システムによる機器更新を行った。

○平成30年度の審査件数減少見込みに際して、職員4名体制から、非常勤嘱託員の雇用を廃止し、正職員3名での事務処理体制に移行した。また、審査会の管理運営の方向性について、広域行政事務調査検討委員会及び広域行政事務に係る特別委員会の議論の経緯を介護保険担当課長等会議において説明を行い、課題の共有を図った。

（広域サインに関すること）

○平成30年度に、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録されたことから、その要素を取り入れた板面に修正することと、平成18年度に全面改修を行って以来、改修等を行っていなかったことから板面情報を現在の情報に更新することを目的に、総合案内板の全面改修を行った。

○上天草市大矢野町登立の国道交差点付近に設置していた誘導サインを、国道改良工事（大矢野バイパス建設）に伴い、大矢野バイパス入口付近に移設を行った。

○長崎県南島原市口之津町の口之津港フェリー乗り場付近に設置していた総合案内板を、口之津港ターミナルの再整備（移転新築）に伴い、新口之津港ターミナルフェリー乗り場付近に移設を行った。

（消防に関すること）

○平成28年4月に大矢野分署を北消防署へ格上げし、3署10分署体制への移行が完了したことにより迅速的確な指揮体制の構築が図られるとともに、出動体制につい

ても各消防署からの応援出動体制の強化が図られた。

○北消防署、御所浦分署、新和分署、有明分署、西天草分署、河浦分署及び松島分署の建て替えを完了した。

○消防車両配備計画に基づき、北消防署へ指揮車、救助工作車の配備、御所浦分署の普通救急車更新、中央消防署、北消防署の高規格救急車更新、中央消防署の指揮車、はしご付消防自動車、資機材搬送車及び小型水槽付き消防ポンプ自動車の更新を行うなど消防車両の維持及び充実強化を図った。

(ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること)

○天草圏域5箇所のごみ焼却施設を1箇所に集約するとして、平成24年度より計画していた新ごみ処理施設の整備について、第3次計画では、建設地を「天草市有明町須子地区・赤崎地区」として工事を開始する予定としていたが、平成28年度に地盤の軟弱層が確認されたことから計画を変更し、新たな建設候補地を現本渡地区清掃センター隣接地である「天草市楠浦町立浦・観音地区」とした。

平成30年度から適地調査・地形測量・地質調査を行い、新施設建設の適地であることを確認した上で、住民代表からなる新ごみ処理施設連絡協議会及び住民説明会等を重ねて、平成31年3月に地域と建設同意の協定書を締結した。

令和元年度は用地買収の開始、土地造成の基本計画・基本設計を実施し、施設整備検討委員会において、事業方式及びごみ処理方式の検討を行い、令和2年度は生活環境影響評価や事業者選定の開始、また土地造成の実施設計を予定している。

○既存のごみ焼却施設である、松島地区清掃センター及び本渡地区清掃センターの老朽化に伴い、新施設の稼働開始までの期間において、計画的・効率的な維持補修を実施している。また、関係市町と連携を図り、更なるごみ減量化・資源化の取組みを推進しながら、ごみ処理手数料の見直しを開始している。

○新白洲一般廃棄物最終処分場は、平成25年度に埋立てが終了したことで、令和元年度から3ヵ年計画で整地工事を実施していく予定としている。現在、焼却灰などについては民間施設へ搬出して埋立てを行っている。

(ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること)

○松島地区清掃センターに附帯する集会所施設は老朽化が進んでいるが、周辺地域住民の会合や避難場所として活用されており、使用頻度も年々増加しているため、適切な維持管理に努めている。

○平成28年熊本地震をはじめ、近年頻発する自然災害を受け、上天草市指定緊急避難所として平成29年3月30日に「災害時における施設等の利用に関する協定書」を上天草市と締結した。

（関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること）

○消防事務のうち、災害弱者緊急通報システムの管理運営について、システム機器の更新時期を迎えたことから、関係市町との協議の結果、民間委託の方が住民サービスを低下させることなくコスト削減が図れることから、平成31年度より関係市町に業務を移管し、それぞれにおいて民間委託がなされた。

第3 第3次広域計画から第4次広域計画への主な変更点

第3次広域計画から第4次広域計画への見直しにあたり、軽微なものを除く大きな変更については下記のとおりです。

[各項目の主な変更点]

(消防に関すること)

○五和・苓北統合分署の計画を改め、苓北分署の建設を令和5年度とし、これまで整備してきた消防庁舎の長寿命化に取り組みます。このため、消防の主要施策の「消防体制の再構築」を「消防体制の充実整備」へと改めます。

○定員管理計画については、署所統廃合を見据えた職員削減を目指していたものを、救急需要の増加や各種災害に対応するため条例定数218人まで計画的に補充する計画へと改めます。

○緊急車両の現場到着所要時間短縮については、聴覚・言語機能障害者に対する「Net119」や外国人からの通報に対する「多言語三者間同時通訳」の導入により現場特定時間の短縮を図ります。

○救急行政については、救急救命士の2人搭乗をより確実なものとするために、救急業務に従事しない救命士数を考慮し救急救命士の養成目標を86人から96人へ引き上げます。

○火災予防体制の整備では、住宅用火災警報器の設置推進に関する目標設定を「設置率」から、「条例適合率」へ改め、火災予防条例に適合した適正な設置により住宅火災での死傷者数ゼロを目指します。

(ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること)

○新たなごみ処理施設及び最終処分場の建設地を、「天草市有明町須子地区・赤崎地区」としていたが、地質調査により軟弱な地盤であることが判明したことから、建設コストを抑えるため計画を変更し、「天草市楠浦町立浦・観音地区」の現本渡地区清掃センター隣接地を、新ごみ処理施設の建設地として、令和8年度完成を目指し整備スケジュールを変更しました。また、最終処分場の建設を見送り、当面民間処分場に搬出しながら処分方針を検討していくこととしました。

第4 第4次広域計画（R3～R12）の取り組み方針

1 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること

【主要目標】

『公正・公平な介護認定審査事務の推進と効率的な運営』

介護保険法の趣旨に基づき、関係市町と連携し、公正・公平な介護認定審査事務を行うとともに、持続性のある効率的な運営を推進します。

【経緯】

高齢化に伴い、寝たきりや認知症などにより要介護者が増加する中、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支える介護保険制度が平成12年4月に施行されました。

天草広域連合では、介護保険に関する事務を広域的に処理するため、平成11年10月に介護認定審査会を設置し、審査判定を開始しました。

【現状と課題】

公正・公平な審査判定を行うため、天草圏域の関係団体などの推薦による医療、福祉、保健の各分野の学識経験者170人以内（条例に定める定数）のうち、136人を介護認定審査会委員として委嘱するとともに、20以内（規則に定める合議体数）のうち、14の合議体を編成し、昼、夜に分けて介護認定審査会を各会場（6カ所）において開催しています。

また、介護認定審査会委員には、新任研修（委嘱前）と現任研修（年1回）を受講していただき必要な知識・技能の習得及び向上を図っています。

介護認定審査会を適切に運営していくためには、今後も各分野から委員の確保を図り、合議体編成や効率的な審査件数などを検討する必要があります。

（※上記数値はH31.4.1現在）

【今後の方針】

介護認定審査会については、医療、福祉、保健の各分野の関係団体と連携を密にしながらか委員の確保を図り、円滑な審査会の運営を推進します。

また、国の動向を注視するとともに、関係市町と情報の共有を図り、適切な制度の運営に努めます。

【主要施策】

- 介護認定審査会を円滑に運営するため、関係機関と連携し、委員の確保を図ります。

- 公正・公平な審査判定のため、委員の研修などを実施し、委員の知識の向上などを図ります。
- 認定審査の平準化や一次判定の精度向上に資するため、審査会運営委員会や審査会委員連絡会などにおいて情報を提供し、意見交換を行いながら、関係市町及び委員との連携を図ります。
- 関係市町と連携して、他圏域のシステム運用状況を参考に、より効率的な介護認定システムの開発及び適切な管理運営を行います。
- 効率的な介護認定審査会の事務処理体制について、関係市町と協議・検討を進めます。

2 広域サインに関すること

主要目標

『天草圏域の観光及び経済振興への貢献』

天草圏域の良好な景観の形成、情報の発信及び来訪者の円滑な誘導を広域的に行い、地域の観光及び経済振興へ貢献します。

【経緯】

天草広域サイン計画（実施主体：旧天草広域市町村圏協議会）に基づき、平成元年度から2ヶ年事業で、天草全域において、一体的な統一デザインによる案内誘導観光サインを全国に先駆けて整備しました。

その後、国際化に対応するため、平成18年度に、4ヵ国語（日本語、英語、韓国語及び中国語）表記とするリニューアル事業を、平成30年度に総合案内板の改修事業を実施しました。

【現状と課題】

広域サインは、天草圏域内外に259基を設置しており、圏域内は広域サインが所在する市町、圏域外は天草広域連合で維持管理を行っております。

しかしながら、設置箇所も多く、山間部の市町道など目が届きにくい場所によってはサインの汚れや欠損、表示名称が古いなど、管理が行き届いていないことが課題となっています。

【今後の方針】

平成30年7月に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（天草の崎津集落）」をはじめとする天草圏域の宝を有効に活用しながら、関係市町の施策による新たな観光・文化拠点の誕生や国・県の施策による道路交通網の進捗、スマートフォンなどの情報通信機器の発達と高速情報通信網、5G※の整備など、状況の変化に応じた交流人口の増加を広域のかつ総合的に判断し、来訪者の円滑な誘導や案内板にQRコードなどを活用した情報発信を広域的に行えるよう、関係市町と連携して効果的な広域サインの検討を行います。

また、既設サインについては関係市町と連携して継続的に維持管理を行っていくことはもちろんのこと、古くなったものについては、撤去や統合も含めた全体的なサインの整理についても検討を行います。

※5Gとは「第5世代移動通信システム」のことで、「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」の3つの特徴がある次世代通信インフラのこと。

【主要施策】

- 関係市町、関係機関との連携による幹線道路などに広域サイン活用による案内板などの設置及び見直しなどを実施します。
- 新たな観光・文化拠点の誕生や道路交通網の整備、情報通信機器の発達と高速情報通信網、5Gの整備に対応した効果的なサインの活用により、天草圏域の観光及び経済振興施策に貢献します。
- 関係市町と連携し、処分、統合も含めた既設の広域サインの維持管理施策の推進を図ります。

3 消防に関すること

主要目標

『安全で安心して暮らせるまち』

総合的な消防力の充実・確保により住民の生命と財産を保護し『安全で安心して暮らせるまち』を目指します。

【経緯】

昭和23年消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足し、天草圏域においては、昭和29年に本渡市消防署が設置され、常備消防として活動を開始しました。

また、昭和39年に牛深市消防署が設置され、昭和46年、広域常備消防として1市3町（旧本渡市、旧有明町、旧新和町及び旧五和町）の本渡地区消防組合、昭和48年には、天草全市町による天草消防組合が発足し、平成13年7月に消防事務を当広域連合へ統合編入し、現在に至っています。

【現状と課題】

- 1 市町合併後15年を経過することから、今後普通交付税の消防に係る基準財政需要額が減少する中、関係市町の財政運営はますます厳しい状況にあり、多様化する住民ニーズに応えていくため、限られた財源で円滑な活動ができる体制となるよう改革を進める必要があります。
- 2 近年発生した災害を見ると、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、西日本豪雨災害など多くの方が巻き込まれる自然災害が全国各地で発生しています。また、社会インフラの整備が進んだ現代の災害は複雑・多様化し大規模化の傾向にあります。海に囲まれた天草圏域は、唯一天草五橋のみで九州本土と接続されており、一旦災害が発生した場合には孤立することも考えられ、不測の事態に迅速、的確に対処するため、これまで以上に危機管理体制の充実強化が求められています。
- 3 新天草一号橋（天城橋）の開通の他、主要幹線道路の整備により救急搬送時間の短縮が図られたものの、一方では上天草市松島地区の観光施設開業や崎津集落の世界文化遺産登録、さらには天草市イルカセンターの開設などにより、国内外から多くの人々が天草を訪れており、多数の傷病者が生じる交通事故、大型イベント開催時の事故等の発生が懸念され、これらに対応するための消防救助体制を整備する必要があります。
- 4 天草圏域にあっては、人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、消防団員の加入促進を図っているものの年々減少していることから常備消防に求められるものが大きくなっています。地域の消防団とより一層の連携を図りながら、機動力を充実

し消防力の維持向上を進めて行く必要があります。

- 5 日頃から地域での防火・防災意識を高め、住民一人ひとりの自助・共助意識を醸成するとともに、地域の防災行動力を高めることが安心安全なまちづくりには重要となります。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通認識の下、自主防災組織の結成が推進され、令和2年4月1日現在365組織45,785世帯の加入に至っています。これは天草全世帯の89%にあたり自助、共助への土台となる組織の充実が図られてきました。今後はこれらの組織の活性化を図るべく、地域と関係機関の連携を強化し、天草一丸となった防火防災対策を推進していく必要があります。

- 6 高齢化の進展と核家族化、疾病構造の変化などにより救急需要が高い水準で推移していく中、救命率の向上を図るため、医師会や医療機関など関係機関とより一層連携を強化し、メディカルコントロール体制（医師の助言・指導体制）を充実していくとともに、住民にAED（自動体外式除細動器）の使用方法を含む応急手当の普及啓発を図り、住民の期待に応え得る救急行政を推進していく必要があります。

- 7 建物の大規模化や用途及び管理形態の多様化が進み、ひとたび火災が発生するとその被害の深刻化が懸念されます。防火対象物における防火管理業務の徹底、消防用設備等の適正な設置、維持管理の推進、さらには違反是正の強化などあらゆる面から対策の充実が求められています。

また、火災における死傷者の発生は、住宅火災における割合が8割を超えることから、住宅防火対策が予防行政における喫緊の重要課題となっています。社会情勢や種々の火災事例を踏まえ逐次改正される消防法令に基づいた行政指導を行い、防火安全対策に取り組む必要があります。

【今後の方針】

『安全で安心して暮せるまち』の実現に向け、重点的に取り組むべき次の4項目について、明確な目標を定めて積極的に推進します。

1 消防体制の充実整備

消防体制の充実整備を行うに当たっては、総合的な消防力の充実・確保による効率的な組織体制を目指します。

- 人口の減少、少子高齢化と変動する社会情勢を踏まえ、厳しい財源の中、適正な定員管理を行うなど消防体制の見直しを進めます。
- 火災をはじめ複雑・多様化する事故の災害現場にいち早く到着し、的確な消防活動を行い、人命危険の排除及び被害の軽減を図っていくために、迅速な出動体制の確立を目指します。
- 地域の消防団員が減少する中、常備消防と非常備消防の連携を更に高め、消防力の維持に努めます。
- 関係市町等で策定する国土強靱化地域計画と連携し、大規模災害や予測し難い特殊災害に対応できる施設・装備の充実を目指すとともに、災害発生時における

地域との連携協力による防災体制の確立を目指します。

また、消防力を超越した大規模災害が発生した場合は、熊本県消防相互応援協定に基づく応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請を迅速に行い、被害の軽減に努めます。

さらに、新型感染症等が発生した場合は、保健所をはじめ関係機関と密接に連携し、適切な消防業務の遂行に努めます。

2 救急行政の推進

高齢化の進展や疾病構造の変化などにより増大する救急需要に、迅速、的確に対応できるよう救急体制の確立を目指します。

- 傷病者の救命率を向上させるため、救急救命士の養成を計画的に進めていくとともに、医師会や医療機関との連携強化を目指します。
- 救急車の到着までの間の応急処置は、救命率向上に大きな効果があり、引き続き、各種救命講習会を開催して救命のリレーを周知し、AED(自動体外式除細動器)の有効活用を図るなど住民への応急手当の普及活動を促進します。

3 火災予防体制の整備

これまでの管内における火災の発生状況、近年の消防法令の改正等を踏まえ、住宅火災の発生の低減及び被害の軽減、事業所の防火・防災管理の徹底及び防火・防災に関する知識技術の普及啓発に努めます。

- 住宅火災の未然防止や早期発見のため、住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理を継続して推進します。特に高齢者世帯などについては、接する機会の多い市町の福祉部局、地域の民生委員、介護事業者などとの連携により、きめ細やかな防火指導を実施しながら住宅用火災警報器のみならず、防災物品、住宅用消火器など住宅用防災機器類の設置促進・維持管理を推進します。
- 防火対象物における防火管理者の未選任、消防用設備等の未設置や不備などの重大な消防法令違反については、予防課と各消防署が連携して消防法令上の権限を適切に行使し、違反是正の推進に努めます。

また、違反対象物の公表制度を活用して、防火対象物関係者の防火意識の向上とともに、利用する側である住民の安全確保に関する意識向上を図ります。

4 人材育成と組織の活性化

消防職員の人材育成と地域の防災力を高め、消防・防災活動の充実を図ります。

- 多様化する住民ニーズや新たな消防需要に対応し、消防サービスの充実を図るため、職員研修や訓練を実施し、能力開発に積極的に取り組みます。
- 今までの災害発生の教訓から自主防災組織の必要性が高まっており、「自分のまちは自分たちで守る」という共通認識の下、自主防災組織の訓練参加を様々な年齢層に呼びかけ、これからの防火防災の担い手としての防災リーダー育成に関して関係市町へ協力するとともに指導・助言を積極的に行います。また、自主防災組織の各種活動に対し知識面、技術面で支援し、住民の災害対応力の強化を図ることと、組織の活性化を推進します。

- 住民の意見やニーズを消防行政に反映していくために、住民の消防行政への参画を推進します。

【主要施策】

- 消防体制の充実整備として次の施策を推進します。
 - ・ 消防防災拠点の維持管理に関する施策
 - ・ 緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策
 - ・ 関係市町及び消防団との連携強化に関する施策
- 救急行政として次の施策を推進します。
 - ・ 救急体制の充実強化に関する施策
 - ・ 救急高度化事業に関する施策
 - ・ 医療機関との連携強化に関する施策
 - ・ 応急手当の普及啓発に関する施策
- 火災予防体制の整備として次の施策を推進します。
 - ・ 防火安全対策に関する施策
 - ・ 違反処理体制に関する施策
 - ・ 危険物施設保安対策に関する施策
- 人材育成と組織の活性化として次の施策を推進します。
 - ・ 人材育成に関する施策
 - ・ 組織の活性化に関する施策
 - ・ 自主防災組織の訓練指導などに関する施策
 - ・ 消防行政への住民参画に関する施策

4 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること

主要目標

『天草圏域の循環型社会形成の推進』

天草圏域の豊かな自然や、健康で安全な生活環境を将来の世代に適切に引き継ぐため、環境への負荷の少ない循環型社会形成を推進します。

【経緯】

ごみ焼却施設は、昭和52年度から旧本渡地区清掃センター及び旧松島地区清掃センターの供用を開始しましたが、施設の老朽化に加え、ごみ量の増大、ごみ質の多様化により適正な処理が難しくなったため「ごみ処理処分基本計画」を策定して、平成8年度に松島地区清掃センター、平成12年度に本渡地区清掃センターを移転改築し、供用開始しました。

一般廃棄物最終処分場は、平成10年度に新白洲一般廃棄物最終処分場を供用開始しましたが、平成25年度に埋立てが終了したことにより、現在は、焼却灰などについては民間施設へ搬出し、埋立てを行っています。

また、天草圏域内には、これらの施設以外に天草市が管理運営する3ヶ所のごみ処理施設と1ヶ所の最終処分場があります。

【現状と課題】

天草圏域のごみ焼却施設及び最終処分場の各施設とも更新の時期を迎えていることから、新たな施設の整備が必要であり、平成29年度に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、令和元年度に「施設整備基本計画」を策定しています。

ごみ処理施設の環境への負荷低減策として、ダイオキシン類の排出抑制のため広域化による全連続炉への取組みが求められており、熊本県の一般廃棄物処理広域化計画においては、「当面、100トン/日規模以上の焼却施設の整備が可能な広域圏を形成し、将来的には処理能力300トン/日規模以上の拠点施設の整備が可能となる広域圏の構築を目指す。」とされています。

このため、新たな施設の整備では、それぞれの施設の現状を考慮しながら、天草圏域全体を見据えた効率的な処理体制の確立を図ることを基本に、ごみ処理の効率化を図るとともに、広域化に取り組むことにしております。

第3次計画では、建設地を「天草市有明町須子地区・赤崎地区」としていましたが、地質調査により軟弱な地盤であることが判明したことから、建設コストを抑えるため計画を変更し、新たな建設地を「天草市楠浦町立浦・観音地区」として事業を推進していきます。

関係市町のごみ処理行政の基本方針と調和を保ちながら、住民の生活基盤である環

境への負荷を低減する施策を実施することにより、天草圏域の循環型社会の形成を図る必要があります。

【今後の方針】

『天草圏域の循環型社会形成の推進』を図るため、次の3項目について重点的に取り組み、積極的な施策を展開します。

- 1 ごみ処理については、関係市町と連携し、住民及び事業者の理解と協力のもと、廃棄物の発生を抑制し、適正な分別回収を行うことにより、天草圏域のごみ排出量の削減に努めるとともに、適正な処分の確保に資する施策を推進します。
- 2 ごみ処理施設の整備に当たっては、住民の理解と協力のもと、天草圏域の既存のごみ処理施設の統廃合により、環境への負荷の低減及び廃棄物行政の効率化を図ります。
- 3 循環できない廃棄物については、当面、圏域外の民間処分場へ搬出しながら、令和4年度までに決定する新ごみ処理施設の処理システムに合わせた処分方針を構築し、自区内処理の原則に基づき、新たな最終処分場整備の可能性を検討します。

【主要施策】

- 関係市町の廃棄物行政における諸施策と連携して、次の施策を推進します。
 - ・ごみの発生抑制及び減量化と再資源化
 - ・ごみ処理手数料の見直し検討
 - ・適正処理の指導の徹底
- ごみ処理施設の設置及び管理運営について、次の施策を推進します。
 - ・天草圏域内5ヶ所のごみ処理施設の統廃合
 - ・ごみ処理施設の統廃合に伴う住民サービスの維持向上
 - ・既存施設の運営管理
- 最終処分場の方向性について、次の施策を推進します。
 - ・長期に渡る安定した最終処分方針の構築
 - ・安全で環境に配慮した新たな最終処分場計画の検討

5 ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関する こと

主要目標

『地域住民の福祉の増進と広域連合施設への理解の促進』

広域連合が設置している松島地区集会所が、地域コミュニティの場として地域住民の福祉の増進に寄与できるよう、適切な管理運営に努めます。

【経緯】

平成11年度に松島地区清掃センターの敷地内に、ミニバレーボールなどができる体育館としての機能を備えた「松島地区集会所」を建設し、管理運営を行っています。

【現状と課題】

松島地区集会所の管理に当たっては、管理人を置かず、鍵の管理について、平日の昼間は職員が、平日の夜と土日及び祝日は清掃センター運転管理業務委託会社が行っていますが、新ごみ処理施設完成後、地域住民が引き続き松島地区集会所を有効活用できるよう、関係市町と協議する必要があります。

【今後の方針】

住民の利用を促進し、住民に親しまれる施設となるよう管理運営に努めます。

【主要施策】

- 松島地区集会所の管理運営について、次の施策を推進します。
 - ・ 松島地区集会所の適切な維持管理
 - ・ 新ごみ処理施設完成後における松島地区集会所の有効利用の促進

6 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること

【経緯】

平成11年の広域連合設立と同時に介護認定審査会の運営に係る事務を中心に行ってきましたが、広域的な行政運営をさらに効率的かつ効果的に行うため、それぞれ圏域内の一部事務組合が行ってきた「ごみ処理事務」、「消防事務」及び「斎場事務」を平成13年に連合事務に加えました。

斎場事務については、平成18年に天草市へ移管、消防事務のうち災害弱者緊急通報センターの管理運営に関する事務については、平成31年度に関係市町へ移管し、現在の連合事務処理体制となっています。

【現状と課題】

関係市町が広域合併により2市1町となっている現状から、地方分権や基礎的自治体の権能拡充の流れを考慮しつつ、厳しくなっていく地方財政の中で、今後の広域連合の事務の在り方について、協議・検討する必要があります。

【今後の方針】

関係市町の基本方針や諸施策と整合性を保ちながら、権限委譲事務、効率性が高く広域的検討を要する事務及び広域連合の事務の在り方についても調査検討を行い、関係市町と協議・検討を進めます。

また、関係市町と広域的な連携を基本とする計画などの策定が生じた場合は、協議・検討します。

【主要施策】

- 広域にわたる事務の在り方について次の施策を推進します。
 - ・ 広域連合の事務の在り方の調査検討に関する施策
 - ・ 権限委譲事務、広域的連携に基づく計画などの作成に関する施策
 - ・ 「天草圏域はひとつ」として関係市町業務の連携などの調査研究に関する施策

7 広域計画の期間及び改定に関すること

この第4次広域計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、5年間を基本に当該計画の見直しを行うため、令和8年度から第5次計画を策定します。

ただし、事務事業の追加など変更の必要が生じた場合は、天草広域連合議会の議決を経て改定します。